

令和 7 年 2 月 12 日付 直監告示第 6 号により公表した監査の結果について、地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、直方市長から次のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和 7 年 3 月 17 日

直方市監査委員 大 場 亨
直方市監査委員 中 西 省 三

こども育成課 定期監査指摘事項措置状況報告

	指摘の内容	監査委員意見	講じた措置	完了（予定）時期
財務事務について	「令和 5 年度直方市保育研修事業等補助金（幼稚園協会）」に関して、要綱で交付対象とならない食糧費に対する交付が認められた。	「令和 5 年度直方市保育研修事業等補助金（幼稚園協会）」に関して、実績報告書の添付文書のなかに飲食店の領収書が確認された。研修名目となっているが、直方市保育事業等補助金交付要綱第 2 条の補助対象事業は協会が主催及び参加する教育及び保育に関する研修・研究事業とされており、同要綱第 4 条においては、対象となる経費として食糧費は除くと明記されており、当該経費を交付対象とすることは適切ではない。 直方市補助金交付規則第 15 条では、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査確認しなければならないとされていることから、補助金交付規則・交付要綱に則り適切に交付されたい。	令和 5 年度直方市保育研修事業等補助金については、幼稚園協会主催の研修以外は対象外となっており、補助金の交付決定の段階で研修名目及び対象経費について申請園に説明する必要があったと考えます。そのため、対象外経費については返還を行う旨、幼稚園協会会長と該当の園には説明を行っており、返還の手続きについて速やかに行うこととしております。 また、今年度は令和 7 年 1 月の幼稚園園長会において、補助金交付規則の周知を行いました。	令和 7 年 3 月 31 日
	「令和 4・5・6 年度直方市放課後児童健全育成事業の委託業務（植木学童クラブ）の変更契約の締結について」について、変更契約の決裁権者が誤っている。	「令和 4・5・6 年度直方市放課後児童健全育成事業の委託業務（植木学童クラブ）の変更契約の締結について」について、変更後の委託料が 63,507,776 円であるが、変更契約の締結伺を課長決裁で処理している。変更契約締結の専決区分は変更の増減額でなく、変更後の契約金額で判別することになることから、直方市事務代決及び専決規則の別表第 1 では、1 件 2,000 万円以上の契約締結の決裁権者は市長となるため、同規則に則り適切に処理されたい。	令和 4・5・6 年度直方市放課後児童健全育成事業の委託業務（植木学童クラブ）の変更契約については変更執行伺いで市長決裁を得ており、その後、総務法制係に契約書の押印依頼のための起案が課長決裁となっております。本起案文書にも、変更執行伺い番号を記載し、その後の処理の流れである記載は行っておりますが、文書名が紛らわしいため、変更執行伺後の文書名については検討を行います。	令和 7 年 3 月 31 日